

養子縁組・離縁、認知

届出の種類		届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
養子縁組届		期間なし	養親及び養子(養子が 15 歳未満の場合は代諾権者[法定代理人])	養親または養子の本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 ※証人は成年者 2 人以上必要 - 養親及び養子の印鑑(養子が 15 歳未満の場合は代諾権者の印鑑) - 養親・養子の戸籍謄本 (本籍地以外に届出する方のみ) - 家庭裁判所の許可書(未成年者を養子にするとき。ただし自己または配偶者の直系卑属を養子にするときは、不要) - 国民健康保険被保険者証 (加入者のみ) - 年金手帳 (国民年金加入者のみ) ※養親または養子に配偶者がいる場合、その方の同意が必要 - マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード (氏の変更がある方のみ)
養子 離縁 届	協議	期間なし	養親及び養子(養子が 15 歳未満の場合は離縁協議者[離縁後に法定代理人となるべき者])	養親または養子の本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 ※証人は成年者 2 人以上必要 - 養親及び養子の印鑑(養子が 15 歳未満の場合は離縁協議者の印鑑) - 復籍する戸籍謄本 - 養親・養子の戸籍謄本 (本籍地以外に届出する

					方のみ) - 国民健康保険被保険者証 (加入者のみ) - 年金手帳 (国民年金加入者のみ) - マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード (氏の変更がある方のみ)
	調停 審判 判決	裁判の確定または調停の成立した日から 10 日以内	申立人	養親または養子の本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 - 申立人の印鑑・養親・養子の戸籍謄本(本籍地以外に届出する方のみ) - 調停調書謄本(調停離縁) - 審判書謄本と確定証明書(審判離縁) - 判決謄本と確定証明書(判決離縁) - マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード (氏の変更がある方のみ)
認知 届	任意	期間なし	認知する者	認知するものまたは認知される者の本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 - 認知する者の印鑑・父と子の戸籍謄本(本籍地以外に届出する方のみ) - 子が成年の場合はその承諾書
	審判 判決	裁判の確定した日から 10 日以内	申立人	認知するものまたは認知される者の本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	- 届書 - 認知する者の印鑑・父と子の戸籍謄本(本籍地以外に届出する方のみ) - 審判書謄本と確定証明書(審判認知) - 判決謄本と確定証明書

					(判決認知)
--	--	--	--	--	--------